

初めての就学支援金および奨学給付金

～ 久しぶりの方も、もう一度 ～

長崎県公立学校事務職員協会島原半島支部

発表者 長崎県立島原特別支援学校 主任主事 坂本 宝介
長崎県立島原翔南高等学校 主 事 吉川 和也

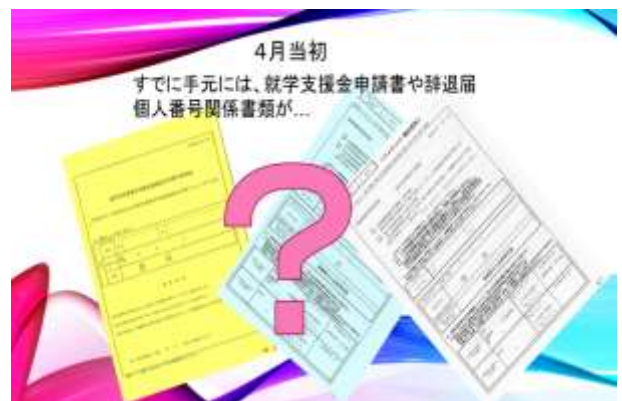
(※注) 長崎県独自の事務処理方法や制度変更による相違点がありますので御留意ください

1 はじめに

就学支援金制度が始まってから6年が経ちましたが、まだまだ毎年のように実務における制度の変更は続いています。(様式の変更、マイナンバーの導入、算定方法の変更など)

就学支援金を初めて担当する職員だけでなく、経験者でも久しぶりに担当すると、色々変わってよく分からない。ということがあるのではないのでしょうか。

本研究では、就学支援金事務における全体の流れを整理し、実務のポイントや注意点をまとめました。



2 年間スケジュール

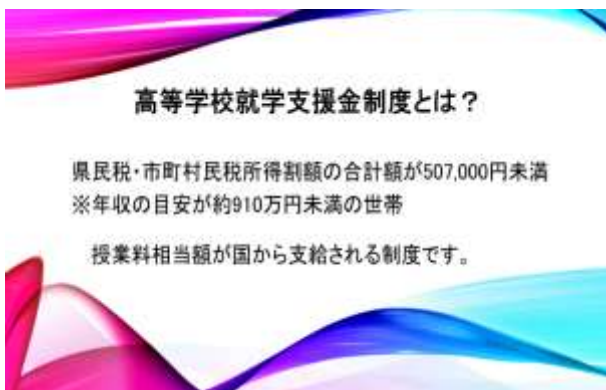
就学支援金・奨学給付金 年間スケジュール

時期	認定事務	補助金事務	財務会計事務	奨学給付金
3月	新1年生 説明・書類配付	2,3年生 交付申請 ※書類上は4/1付け。事務手続きの時間を確保するため3月中に実施。		
4月	新1年生 書類回収 〃 報告・マイナンバー入力	〃 → 交付決定 →	2,3年生 調定(4/1付け) 〃 支出負担行為 新1年生 調定(入学日付け)	
(前年度分)	(前)実績通知書を保護者へ	(前)補助金の交付額の確定 (額確定通知書)	(前)支出の精算	
6月	認定審査の結果通知 交付決定通知書等を保護者へ	1年生 交付申請 → 交付決定 →	1年生 支出負担行為	
7月	全学年 書類配付 〃 書類回収・報告			全学年 書類配付(概要) 該当者 申請書類配付・回収 〃 報告
8月				
10月	認定審査の結果通知 交付決定通知書等を保護者へ		次年度事務費の予算要求	支給決定・振込み
3月	次年度入学生 説明・書類配付	(該当する場合のみ) 変更交付申請 → 交付決定 → 実績報告	(該当する場合のみ) 支出負担行為の増減 決算	
4月	実績通知書を保護者へ	補助金の交付額の確定 (額確定通知書)	支出の精算	
例月			就学支援金の支出 授業料徴収者からの授業料徴収	
随時	転入、転退学、休学等 家庭状況の急変		転入、転退学、休学等 → 調定の増減	

3 就学支援金

(1) 制度の概要

- 申請が必要
 - ー 就学支援金を受給するためには申請が必要です。申請書の提出が無い場合は、受給できませんので、確実に書類を提出してもらいましょう。
 - ー 要件を満たさないため申請しない場合も、申請しない意思を確認するため、辞退届を提出してもらいます。
- 返済不要
- 所得要件がある
 - ー 県民税・市町村民税所得割額の合算額が 507,000 円未満の世帯が対象です。
 - ー 課税額を確認するために、マイナンバーの提供又は課税証明書等の提出が必要です。
- 就学支援金は授業料に充てられる
 - ー 要件を満たし、認定されると就学支援金が支給されることとなります。しかし、一般的な給付金とは異なり、それぞれの家庭に支給されることはありません。就学支援金は学校で代理受領し、本来支払うべき授業料に充てられます。



(2) 申請書類等の回収

申請者
高等学校就学支援金受給資格認定申請書
所得割額がわかる書類
マイナンバーを提出してもらう場合
個人番号利用目的同意書
兼個人番号提供書
個人番号確認書類
マイナンバー以外の場合
納税通知書や市民税・県民税特別徴収額の決定通知書、または、課税証明書
辞退者
高等学校就学支援金資格認定申請の辞退届

(3) 書類回収における問題

問題：保護者がどの書類を提出すれば良いかわからない

- 提出書類が人によって異なる
 - ー 上に記載したとおり就学支援金の申請、辞退における書類の提出には、いくつかのパターンがあり、分かりにくいです。

- 各書類の名称が長い
 - ー この制度に馴染みのない保護者には「課税証明書用の申請書を・・・」と言っても、なかなか伝わりません。

改善策：申請書を色分けする

- 各申請書類をカラーペーパーで色分けする。
 - ー 保護者から問い合わせがあった場合も、色で伝えることでわかりやすく説明ができます。
 - マイナンバー提出用 ピンク
 - 課税証明書等提出用 水色
 - 辞退届 黄色



(4) 提出書類のチェック (4月期)

ピンク色のマイナンバー提出者用

- 裏面の住所欄に注意
 - 裏面にその年の1月1日の住所を記入する欄があることです。4月期に申請をするときには、前年の1月1日現在の住所 (R2.4 月期であれば、H31.1.1現在の住所) を記入してもらわなくてはなりませんので、引越などされている場合は注意が必要です。
- 提出日、記入・チェック漏れの確認
 - 提出の日付は入学式以降 (4月期) になっているか、必要箇所にチェックがついているかを確認します。

個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

- 住所欄に注意
 - ピンク色の申請書と同様に、前年の1月1日の住所を記入してもらわなくてはなりません。
- 不開示にチェックがある場合は状況確認を
 - 不開示にチェックをつけるのは、DV被害など特別な事情がある場合のみとなりますので、チェックがついていた場合は家庭状況等を確認し、不開示の必要がない場合は保護者へ説明をしなくてはなりません。
- 親権者のマイナンバーだけでよい
 - 間違っって生徒分の番号確認書類が提出されることがあります。就学支援金制度で必要なのは、親権者のマイナンバーですので、生徒分は必要ありません。保護者への説明や、配布文書で親権者分が必要であることを上手く伝える必要があります。

(番号確認書類)

- 個人番号カードの写し
- 個人番号通知カードの写し
- 個人番号が記載された住民票の写し

水色の課税証明書等提出者用

- 提出日、記入・チェック漏れの確認
 - ピンク色の申請書と同様に、提出の日付が入学式以降（4月期）になっているか、必要箇所に記入、チェックがついているか確認します。

学年・クラス
出席番号

年 級(科)

<課税証明書等提出者用>

様式第1号(その2) (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで)

長崎県教育委員会 殿
高等学校等就学支援金

平成 年 月 日

受給資格認定申請書(初回時)
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書(2回目以降)
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□に印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上、□に印を付けてください。)
 この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
 この申請書又は届出書に虚偽の記載を提出し、就学支援金の支給を受けた場合は、不正利権の徴収又は3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処せられることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、前掲の「記入上の注意」及び「審査事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	姓	名
生徒の氏名		
生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日	
生徒の住所	〒 番 町 丁目	市区 町村
保護者等の連絡先	長崎県立島原工業高等学校	
生徒が在学する学校の名称	長崎県立島原工業高等学校	

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)
※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等に在学した期間(奨学金の貸渡期間を除く)が、その月数×1月の4分の3に相当する月数として計算して36月を超えた者(ただし、支給停止期間等は含まれない。)

①現在の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日	学校の種別・課程
	立	平成 年 月 日 —平成 年 月 日	(うち支給停止期間等)
②過去の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日	学校の種別・課程・学科
	立	平成 年 月 日 —平成 年 月 日	(うち支給停止期間等)

【2. 保護者等の収入の状況について】

就学支援金の支給を受けようとする時期の区分(いずれかの□に印を付けてください。)

4月～6月(前年度の課税証明書の発行) 7月～翌年6月(今年度の課税証明書等を添付)

(□)申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の①から⑥までのいずれかの□に印を付けてください。)

① 1 次保護者等の課税証明書を添付する場合

ア 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書を添付する場合
親権者1名分(アからウまでのいずれかの□に印を付けてください。)
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□に印を付けてください。)

イ 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村長税所得割を課せられたとしても所得割額の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合

ウ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村長税所得割を課されていない場合

エ 離婚、死別等により親権者が1人の場合
オ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を添付できない場合 等

② 未成年後見人 1名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、1名分)
(未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

③ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合。
・成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

④ 生徒の生計を、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成年に達している場合。
・未成年であるが市町村長税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) 次の理由により、課税証明書を添付しません。

⑤ 課税証明書の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村長税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑥ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村長税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生計上の続柄(※又は□に印を付けた場合は不要です。)

氏名	生計上の続柄	氏名	生計上の続柄

※収入・課税証明書や税額の更正決定による市町村長税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等により保護者等の変更が生じた場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に届け出てください。

【審査事項】
(次の事項を確認の上、□に印を付けてください。)
 就学支援金を支給し、決定するに当たって、就学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に履行することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日(学校において記入。)

所得割額が確認できる書類

- 以下の3つのうちいずれか
 - 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収 税額の決定通知書
 - 市民税・県民税の納税通知書の写し
 - 課税証明書

・課税証明書等の年度に注意

申請時期	添付書類の年度
令和2年4月期	平成31年度分
令和2年7月期	令和2年度分

・所得割額の確認方法



所得割額が確認できる書類つづき

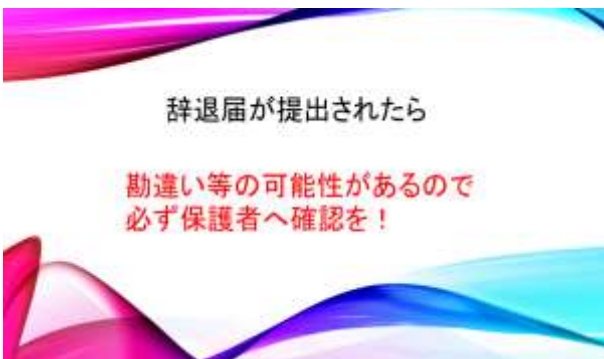
- 課税証明書等は原則親権者全員分が必要となるが、例外あり
 - 条件1：親権者Aが親権者Bの控除対象配偶者であること
 - 条件2：親権者Bの県民税・市町村民税所得割額が50万円未満であること
- 上記の条件を両方満たす場合は、親権者Bの分だけでよい。
- 具体例 父親が会社員で給与所得のみ。特別徴収税額の決定通知書を提出。母親が専業主婦。

母親が父親の控除対象配偶者
県民税・市町村民税所得割額が50万円未満

- 住民税の計算上、明らかに県民税・市町村民税所得割額の合算額507,000円を超えることがないため、母親の所得割額が確認できる書類は必ずしも必要ではありません。

辞退届

- 本当に辞退でいいのか確認を
 - まず辞退届が提出された家庭には、本当に収入限度を超過しており、辞退の意思があるか確認を行う必要があります。
 - 返還が伴う奨学金と勘違い、所得割額ではなく年税額と間違っている等のケースがあります。
 - 保護者への配布文書等に、
 - モデル世帯で年収が約910万円未満の世帯が対象
 - 全生徒の約8割が対象となる
 - 返済は不要などの文言を記載すると良いでしょう。



辞退届つづき

- 提出日の確認
 - こちらも申請書と同様、提出の日付が入学式以降（4月期）になっているかを確認します。
- 辞退届は、添付書類なし

平成 年 月 日

高等学校等就学支援金資格認定申請の辞退届

平成30年4月～平成30年6月分の高等学校等就学支援金資格認定を申請しないことを申し出ます。

注 保護者による代筆も可能です。

氏名	姓	名	姓
生年月日	昭和 平成	年	月 日
住所	都道府県	市区 町村	

留意事項

就学支援金の申請を行わない場合には授業料を納付していただく必要があります。

就学支援金は返済不要ですが、申請を行わなければ支給することが出来ません。

就学支援金は、保護者等の市町村民税（県民税は含まない）の所得割額が304,200円未満の方が対象になります

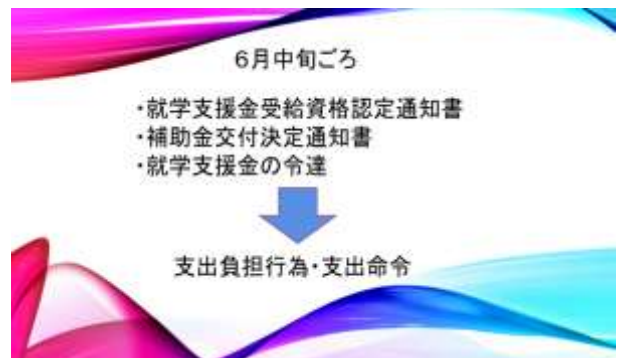
(注) 本申出書は、平成30年 4月 9日までに提出すること

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

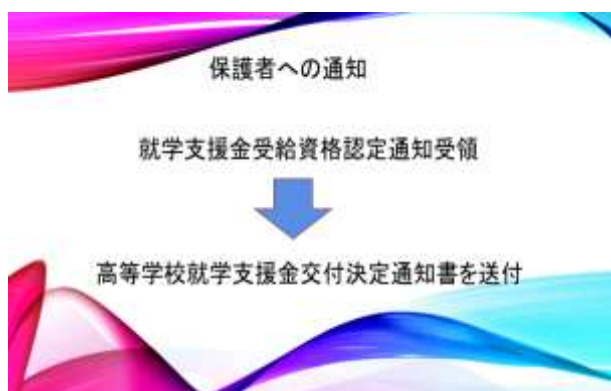
(5) 補助金、財務事務（4月期）

4月の報告も終わり、県教育委員（以下「所管課」）から認定結果が通知されたら・・・

- 所管課から認定通知、交付決定、予算令達を受けます。学校はこれを受け、支出負担行為、支出を行います。



- ・保護者に認定されたことをお知らせ



これで、新入生4月期の就学支援金認定までの流れが一通り終わりです。

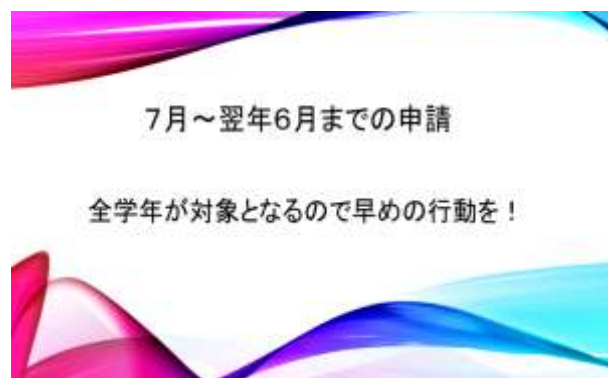
(6) 生徒の異動や家庭状況の急変

生徒が転入してきたとき
新入生4月期と同様に処理
受給資格認定申請書
個人番号利用目的同意書又は課税証明書等
前在籍校における受給資格消滅通知
生徒が退学・転学してしまった場合
就学支援金受給資格消滅の報告
退学・転学願
※転学の場合のみ上記に加えて転学先の受入通知を提出します。
休学の場合
就学支援金支給停止申出書
休学願
復学の場合
収入状況届出書
課税証明書等 ^{※1}
就学支援金支給再開申出書
復学願
保護者に離婚・再婚があった場合
受給資格認定申請書又は収入状況届出書
課税証明書等 ^{※2}
戸籍謄本が必要になることもあります。

※個人番号を提出している場合は、課税証明書等は提出不要。

(7) 7月期の処理

新入生4月期の申請、認定が終わりほっとするのついかの間で、すぐに全学年7月期、7月～翌年6月までの申請の準備にとりかからなくてはなりません。



- ・7月期は現在の認定状況により3つのパターンに分かれる
 - － 現在認定を受けていて、収入状況届出書を提出するパターン。
 - － 現在認定を受けていなくて今回申請するか、しないかの2パターンの合計3つ。
- ・回収する書類は基本的に新入生4月期と同じ
 - － 現在認定を受けている家庭からは収入状況届出書と添付書類。
 - － 新たに申請をする家庭からは受給資格認定申請書と添付書類。
 - － 辞退する家庭からは辞退届を回収。
- ・マイナンバー提出済みの場合は、添付書類なし
 - － マイナンバーを提出済であれば添付書類は必要なく収入状況届出書のみ回収となります。

7月～翌年6月までの申請

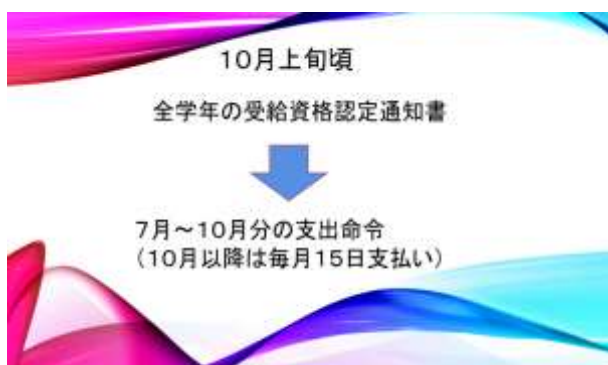
現在の状況	認定・一時差止	不認定・辞退	
7月期申請		申請	辞退
提出書類	収入状況届出書 ※課税証明書等	受給資格認定申請書 ※課税証明書等	辞退届

※マイナンバー提出済の場合は不要

(8) 補助金、財務事務（7月期～それ以降）

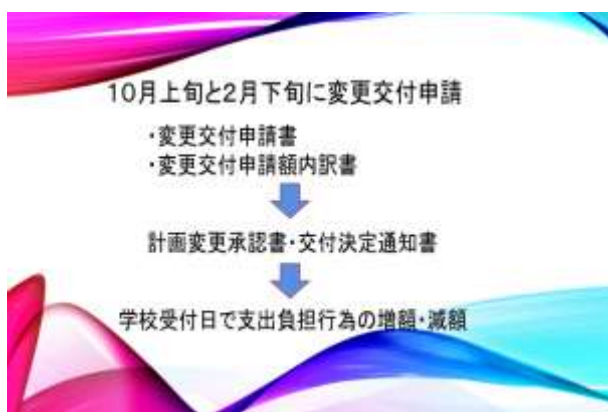
7月の報告も終わり、所管課から認定結果が通知されたら・・・

- ・所管課から全学年分の認定通知を受けます。学校はこれを受け、支出を行います。（7～10月分）
- ・10月以降は毎月15日に支払いがなされるように支出命令を行いましょう。
- ・また、4月期新生生のときと同様に申請者へ決定を通知します。



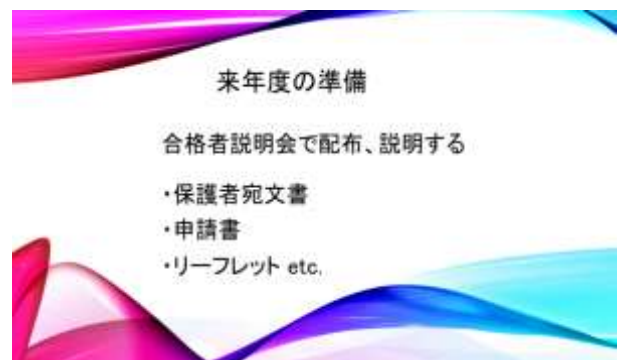
・就学支援金補助金の変更交付申請

- 7月期の審査結果、認定状況に変更があった
- 生徒の異動があった
- 上記のような理由で、年間の支出負担行為額に変更がある場合は、変更交付申請書と変更交付申請額内訳書を提出します。
(長崎県では10月と2月に所管課から照会)
- 計画変更承認書及び交付決定通知書が届くので、学校受付日で支出負担行為の増額・減額を行います。
- 添付書類は就学支援金補助金の変更承認書及び交付決定通知書の写しとなります。



(9) 年度末の処理

- ・補助金の実績報告
 - 全学年の補助金実績報告
 - 補助金実績報告を提出後、所管課から補助金の確定通知書が送付されます。
 - 新年度の新2，3年生の補助金交付申請
- ・新1年生への保護者説明
 - 3月末にある合格者説明会で配付する保護者宛文書・申請書などを準備します。
 - 合格者説明会で就学支援金について資料を配布、説明します。
 - 重要なポイントに絞って説明することが大事。また、保護者がわかりやすいような配布文書・申請書の記入例等の作成も重要です。



(10) 就学支援金関係の調査

- ・国庫補助の事務費
 - 次年度の就学支援金事務費交付金に係る事業計画と当該年度の就学支援金事務費の決算額調があります。
 - 次年度の就学支援金事務費交付金に係る事業計画は10月中旬
 - 当該年度の就学支援金事務費の決算額調は、1回目3月上旬、2回目4月上旬になります。
 - 就学支援金は国庫補助事業のため、事務費（需用費、役務費）に係る証拠書類の提出が必要になります。

4 奨学給付金

(1) 制度の概要

- ・申請が必要
 - － 就学支援金と同じ時期に高等学校奨学給付金という制度の申請も行わなくてはなりません。
- ・返済不要
- ・次の要件を全て満たす必要がある
 - － 生活保護世帯または、保護者（親権者）全員の県民税・市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）の世帯であること。
 - － 保護者（親権者）が長崎県内に住所を有する世帯であること。
 - － 高等学校等（長崎県外を含む）に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯であること。
 - － その年の7月1日現在で満たしていること。
- ・支給される金額はそれぞれの世帯の構成によって変わる。

区分		給付額	
生活保護（生業扶助）		32,300円	
非課税	通信制	36,500円	
	通信制以外	第1子	82,700円
		第2子以降	129,700円

- － 第2子以降とは
生徒本人の上に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる場合。

高等学校奨学給付金とは？

7月1日に以下の要件すべてに該当する世帯に給付金が支給

- ・生活保護世帯または、保護者（親権者）すべての県民税・市町村民税所得割額の合計が0円（非課税）
- ・保護者（親権者）が長崎県内に住所を有する
- ・高等学校（長崎県外を含む）に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等がいる

支給される金額

● 子ども一人世帯

【全日制等】第1子 額立 82,700円 乳立 36,500円	
【全日制等】第1子 額立 82,700円 乳立 36,500円	※ 支給されています！

支給される金額

● 父子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く）、23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）

◎ 高校生等が2人いる世帯の場合

【全日制等】第1子 額立 82,700円 乳立 36,500円	【全日制等】第2子以降 額立 129,700円 乳立 36,500円	
【通信制】 額立 36,500円 乳立 36,500円	【全日制等】第2子以降 額立 129,700円 乳立 36,500円	※ 支給されています！

支給される金額

◎ 高校生等以外の子どもがいる場合

【全日制等】第1子以降 額立 129,700円 乳立 36,500円	【全日制等】第2子以降 額立 129,700円 乳立 36,500円	※ 支給されています！
--	--	-------------

(2) 手続きの流れ

- ・非課税世帯が対象。就学支援金の書類で対象者を確認
 - － 奨学給付金は保護者（親権者）全員の県民税・市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）である世帯が対象となるので、就学支援金の書類により対象者を決定して、該当世帯へ申請書を配布します。
※H30年度からは、就学支援金をマイナンバーにより申請した世帯へは、対象者が分かり次第、速やかに配布します。
- ・書類回収に時間を要する
 - － 提出があった書類はすぐに確認をして、不備があった場合には保護者へ早めの連絡を心がけるようにします。
 - － 書類によっては提出してもらうのに時間がかかる場合があります。

(3) 書類のチェック

申請書

- ・日付、記入・チェック漏れに注意
 - ― 就学支援金同様、日付や必要箇所をチェック、記入されているか確認します。
- ・申請者が一致しているか
 - ― 表面の申請者と、裏面の口座名義人、生業扶助を受けていない旨の誓約の申請者が一致しているかを確認します。ここは必ず一致するようにしてください。



添付書類

・第1子の場合

認定年度分の課税証明書等

住民票謄本

通帳の写し

- ― 課税証明書等は、就学支援金とは違い、配偶者控除であっても保護者全員分が必要となります。就学支援金で使用了ものの写しでも可となっています。
- ― 就学支援金でマイナンバーを提出している場合は、課税証明書等の添付は不要となっています。
- ― 住民票謄本は、7月1日以降に発行されたものであることを確認してください。
- ― 通帳の写しは、校納金の引き落とし口座と同一の場合は不要です。

◎第1子の場合

・課税証明書等(就学支援金で使用了ものでも可)

※配偶者控除であっても全員分
マイナンバー提出済の場合は不要

・住民票謄本

7月1日以降に発行のもの

・生活保護受給証明書(生業扶助受給世帯の場合)

7月1日以降に発行され、生業扶助の記載があるもの

・第2子以降の場合

課税証明書等

住民票謄本

通帳の写し

健康保険証の写し

※7月1日の年齢が15歳以上23歳未満の子(中学生を除く)の健康保険証の写し

- ― 兄弟等が県外へ進学していると、郵送等で保険証の写しを送ってもらうなどのやり取りで時間がかかることがあるので注意。
- ― 健康保険に未加入の世帯は、扶養誓約書
- ― 特に注意すべき点として、住民票の除票があります。国民健康保険加入で、高校生等本人以外に15歳以上23歳未満の扶養している者がいる場合、保護者と別居し、住民票を異動させているときには、住民票の除票が必要になります。

◎第2子以降の場合

・課税証明書等(就学支援金で使用了ものでも可)

※配偶者控除であっても全員分
マイナンバー提出済の場合は不要

・住民票謄本

7月1日以降に発行のもの

・通帳の写し

校納金と同じの場合は不要

◎第2子以降の場合

・15歳以上23歳未満の子(中学生を除く)の保険証の写し

健康保険未加入の世帯は扶養誓約書

国民健康保険加入
本人以外に15歳以上23歳未満を扶養
保護者と別居で住民票異動

住民票除票

・生業扶助受給世帯の場合

生活保護受給証明書

通帳の写し

- ― 生活保護受給証明書は、7月1日以降に発行され、生業扶助の受給の記載があるか確認します。
- ― 通帳の写しは、こちらも校納金口座と同一の場合は不要です。

5 就学支援金・奨学給付金あるある

(1) 就学支援金

- ・生徒のマイナンバーを間違えて持ってくる
- ・親権者以外のマイナンバーを添付してくる、子供や祖父母の分は不要なんです
- ・奨学給付金との違いが分かっていない
- ・奨学金と勘違いして、返済が必要だと思われている
- ・自分のところにお金が振り込まれると思っている
- ・モデルケースに目安年収910万円とあるため年収が超えていると対象外とってしまう
- ・申請書のチェック漏れが多い
- ・申請しなくても、授業料は免除されると思っている
- ・所得証明書や源泉徴収票を添付してくる
- ・出される書類にシワ、シミがついている
- ・就学支援金が認定されても校納金や修学旅行代は払ってもらわないと・・・
- ・書類提出が遅い人は決まって同じ人
- ・書類が行方不明の時は生徒のかばんの底
- ・説明書が分からないからって、すぐ電話してくる親権者。それより困るのが聞いてもこない親権者
- ・前年の1月1日の住所って言うてるのに、今の住所を書いてきている

(2) 奨学給付金

- ・給付金は返済不要だと何回言えば分かってくれるの
- ・奨学給付金に必要なのは住民票謄本、戸籍謄本を出さないで
- ・書類提出が早いのはいいけど、翌月に給付金が振り込まれないと言われても困るんです
- ・給付金の申請書はいくらでもありますから、書類なくしたのなら住民票と印鑑だけもって学校に来てください
- ・保護者が県外在住の場合は、学校では手続きできないので、給付金受給可能性を案内するが、申請をしたかは確認できない。でも、在学証明書を申し込んで来たらひと安心

(3) あるあるではないけれど、たまにある

- ・他県在住の保護者は生徒経由で書類が渡せないので文書の往復だけで1週間、記入ミスで書類送って更に1週間
- ・マイナンバーで就学支援金を認定後、改めて課税証明書を取得したら市民税の修正申告がされてて金額変わってる・・・
- ・養子縁組をしていない生徒を義父が扶養してる場合は支給対象者が何人いても全員第1子扱いなんです

6 おわりに

就学支援金や奨学給付金の業務は、4月や7月など特定の時期に業務が集中し、保護者からの書類提出を待つことになるため、時間があるようで時間がない。と感じてしまいます。

時間と気持ちに余裕をもってこの業務にあたるために、保護者目線で分かりやすいお知らせをすることを心掛け、書類の不備や再提出があまり無いようしたいものです。

冒頭の年間スケジュールをもとに、自分の業務の現在地を確認するとともに、本資料の様々なポイントから自分に役立つヒントを見つけていただけると幸いです。

長崎県公立学校事務職員協会島原半島支部

長崎県立島原高等学校
長崎県立国見高等学校
長崎県立小浜高等学校
長崎県立口加高等学校
長崎県立島原農業高等学校
長崎県立島原工業高等学校
長崎県立島原商業高等学校
長崎県立島原翔南高等学校
長崎県立島原特別支援学校